



# 山形県公報

平成17年7月15日(金)  
第1659号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

|                                  |                |
|----------------------------------|----------------|
| 山形県水防信号規則の一部を改正する規則.....         | (河川砂防課) ...805 |
| 山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... | (建築住宅課) ...806 |

### 告 示

|                                        |                     |
|----------------------------------------|---------------------|
| 県議会定例会の閉会.....                         | (財政課) ... 同         |
| 家畜の検査の実施.....                          | (生産流通課) ... 同       |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                    | (最上総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                    | ( 同 ) ...807        |
| 土地改良事業の計画変更の同意.....                    | (置賜総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....                 | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 事業の認定.....                             | (管理課) ... 同         |
| 昭和24年9月県告示第386号(水防法による車馬の標識)の一部改正..... | (河川砂防課) ...809      |

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|-----------------------------|---|

### 公 告

|                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....       | (村山総合支庁企画振興課) ... 同 |
| 平成17年度介護支援専門員実務研修受講試験の公告..... | (長寿社会課) ...810      |
| 指定管理者の募集.....                 | (交通基盤課) ...811      |
| 同.....                        | ( 同 ) ...812        |
| 同.....                        | ( 同 ) ...813        |
| 同.....                        | ( 同 ) ...814        |
| 同.....                        | ( 同 ) ... 同         |
| 同.....                        | ( 同 ) ...815        |
| 同.....                        | ( 同 ) ...816        |
| 同.....                        | (建築住宅課) ...817      |

### 正 誤

## 規 則

山形県水防信号規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第62号

山形県水防信号規則の一部を改正する規則

山形県水防信号規則（昭和24年9月県規則第80号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第13条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第63号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表特定優良賃貸美畑町アパートの項中

30

を

29

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第641号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成17年6月21日招集した山形県議会定例会は、同年7月6日閉会した。

平成17年7月15日

山形県知事 齋藤 弘

山形県告示第642号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成17年7月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 実施の目的  
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予察のため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
1,000羽以上飼養する県内の養鶏農場のうち無作為抽出した13戸で飼養されている鶏（採卵鶏に限る。）
- 4 実施の期日  
平成17年7月19日から同年9月16日まで
- 5 検査の方法  
血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）その他必要な検査

山形県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新庄市上野土地改良区の次の役員が退任した旨の届け出があった。

平成17年7月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所            |
|----------|--------|---------------|
| 理事       | 山下 明 博 | 新庄市大字本合海8 - 2 |

## 山形県告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市上野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所             |
|----------|--------|----------------|
| 理事       | 佐藤 俊 雄 | 新庄市大字本合海30 - 1 |

## 山形県告示第645号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり同意した。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
飯豊町
- 2 同意年月日  
平成17年6月30日

## 山形県告示第646号

庄内赤川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年7月4日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し(林崎地区)
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年7月21日から同年8月18日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第647号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 起業者の名称  
天童市
- 2 事業の種類

## 天童市立天童病院新築事業

## 3 起業地

- (1) 収用の部分 天童市駅西五丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

天童市立天童病院新築事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所若しくは医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関又は検疫所」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である天童市は、病院事業会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 天童市立天童病院（以下「市立天童病院」という。）は昭和56年2月に現在地に移転新築し、当時は内科、外科、産婦人科の3診療科で開院した。その後、昭和56年12月に小児科、平成10年10月に脳神経外科が設置され、現在は5診療科となっており、天童市の医療サービスの中核を担う二次医療機関（専門性のある外来診療と一般的な入院医療）として、天童市民を主な対象として医療活動を行い、地域住民の厚い信頼を得ている。

近年は、診療科の増設やそれに伴う医療機器の導入により施設が狭隘の状況にあり、かつ、現病院は免震構造になっていないため老朽化と相まって震災等への対応が急がれている。また、生活習慣病の増加に見られる疾病構造の変化や高齢化が進む中で、急性期治療終了後の受け皿となるリハビリテーション治療主体の療養病床の需要が年々高まっているが、市内の療養病床の充足率は低い状況にある。

本件事業の施行により、既存診療科目の医療設備が充実し、より専門性が高く、病院利用者の需要に十分対応した医療の提供が可能になること、また、急性期から脱した後の患者の受け皿となる療養病床が新たに設けられることによって、より充実したりリハビリテーション医療を受けることができるため患者の社会生活への早期復帰が可能となる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、工事期間中の重機等の騒音・振動による外来・入院患者や医療機器への影響が考えられる。この点に関しては、患者の診察の時間帯に留意するとともに、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ハ 起業地の位置について、

- (イ) 事業に必要な面積が確保できること。
- (ロ) 交通条件等、患者の病院利用に適している場所であること。
- (ハ) 敷地造成が容易であり、緊急車両等の進入口の確保が容易であること。
- (ニ) 日照が豊富で通風が良く騒音が少ないなど、病院としての環境に優れていること。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、現病院と隣接していることから敷地造成が容易であること、バス等の公共交通機関の利便性に優れているため患者にとって最も利用しやすい場所であること、緊急車両の進入口の確保が容易であること、近隣には市の公園もあり環境に優れていることから最適であると認められる。

二 イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 近年は高齢者人口の増加や疾病構造の変化に伴い、高齢者の脳血管疾患に対する医療需要が高まり、急性期治療を対象とする一般病床だけでなく、リハビリテーション治療を行い患者の早期社会復帰を助ける療養病床の必要性も高まっている。

一方、天童市を含めた村山二次保健医療圏(7市7町)では療養病床においては、まだまだ充足率が低い状

況である。そのため、一般病床退院後に引き続き療養病床でリハビリテーション治療を受ければ早期の社会復帰が可能な患者であっても、その機会に恵まれないために病状が好転せず治療の長期化につながる恐れがある。このような状況の中で、市立天童病院には市の医療サービスの中核を担う公立病院として、地域住民の医療需要に敏速に対応していくことが強く望まれている。

したがって、本件事業は、緊急に施行する必要があると認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、公立病院に求められている役割を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

天童市市民部健康福祉課

山形県告示第648号

昭和24年9月県告示第386号（水防法による車馬の標識）の一部を次のように改正する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

「第11条」を「第18条」に、「車馬」を「車両」に、「通り」を「とおり」に改める。

## 病院事業局関係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月15日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第53条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

令第21条の5第1項第14号の規定により管理規程で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 下水道使用契約

(2) 受信契約

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 山形県サッカー協会

(2) 代表者の氏名

桂木 公平

(3) 主たる事務所の所在地

山形市七日町一丁目4番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県におけるサッカー競技(フットサル競技を含む)の普及発展及び競技力の向上に関する事業等を行うとともに日本サッカーの発展を推進し、もって県民の心身の健全な発達とスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2第1項の規定により、平成17年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験日時

平成17年10月23日(日)午前10時から正午まで

2 試験場所

(1) 山形市鳥居ヶ丘4番55号 日本大学山形高等学校

(2) 山形市上柳260番地 県立保健医療大学

3 試験科目

介護支援分野(介護保険制度の基礎知識、要介護認定等の基礎知識、居宅サービス計画及び施設サービス計画の基礎知識等)及び保健医療福祉サービス分野(保健医療サービスの知識等(基礎及び総合)及び福祉サービスの知識等)。ただし、次に掲げる者に対しては、それぞれ次に掲げる問題の回答を免除する。

(1) 医師及び歯科医師 保健医療福祉サービス分野のうち保健医療サービスの知識等

(基礎及び総合)

(2) 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び栄養士(管理栄養士を含む。) 保健医療福祉サービス分野のうち保健医療サービスの知識等(基礎)

(3) 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士 保健医療福祉サービス分野のうち福祉サービスの知識等

4 対象者

3の(1)から(3)までに掲げる者、相談援助又は介護等に従事する者その他の医療又は福祉に従事する者で一定の実務経験を有するもの(詳細については、別に定める平成17年度山形県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領(以下「実施要領」という。)に定める。)

5 受験手続

(1) 受験申込書及び実施要領の請求

平成17年7月15日(金)から、健康福祉部長寿社会課介護保険推進室、各総合支庁保健福祉環境部福祉課、村山総合支庁保健福祉環境部西村山福祉課及び北村山福祉担当並びに置賜総合支庁保健福祉環境部西置賜福祉課で配付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、請求者の住所、氏名及び郵便番号を記し、240円分の切手をはった返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、(3)のあて先に請求すること。

(2) 受験申込みの受付期間等

イ 受付期間 平成17年7月25日(月)から同年8月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ハ 受付場所 健康福祉部長寿社会課介護保険推進室

ニ 郵送により提出する場合は、実施要領に定めるところによることとし、平成17年8月10日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。

- (3) 郵送による受験申込書等の請求及び受験申込みのあて先  
郵便番号990 - 8570 山形市松波二丁目8番1号  
山形県健康福祉部長寿社会課介護保険推進室

## 6 提出書類

- (1) 受験申込書  
(2) 実務経験証明書  
実施要領に定めるとおりとする。  
(3) 写真(縦4センチメートル、横3センチメートル) 2枚  
(4) その他知事が必要と認めるもの

## 7 受験手数料

受験申込書に7,000円分の山形県収入証紙をちょう付し、納付すること。(消印をしないこと。)

## 8 その他

実施要領その他詳細については、下記に問い合わせること。

健康福祉部長寿社会課介護保険推進室(電話023(630)2810)

村山総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話023(621)8174)

最上総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話0233(28)7736)

置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話0238(26)6029)

庄内総合支庁保健福祉環境部福祉課(電話0235(66)2111)内線275

酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 酒田北港緑地  
(2) 所在地 酒田市大字高砂地内

## 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。  
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。  
(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。  
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。  
(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
(7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年7月25日(月) 午後1時から

ロ 開催場所 酒田北港緑地展望台1階(酒田市大字高砂地内)

## 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。  
なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。  
(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当

郵便番号990 - 8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2629

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 酒田北港緑地展望台
- (2) 所在地 酒田市大字高砂地内

#### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合には、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年7月25日(月) 午前10時30分から

ロ 開催場所 酒田北港緑地展望台1階

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当

郵便番号990 - 8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2629

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。

(3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県酒田海洋センター  
(2) 所在地 酒田市船場町二丁目5番15号

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。  
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。  
(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。  
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。  
(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
(7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

- イ 開催日時 平成17年7月25日(月) 午後4時から  
ロ 開催場所 山形県港湾事務所3階講堂(酒田市船場町二丁目5番15号)

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2629

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。

- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 酒田プレジャーボートスポット
- (2) 所在地 酒田市船場町地内

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年7月25日(月) 午後2時30分から

ロ 開催場所 酒田プレジャーボートスポット内のクラブハウス会議室

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023-630-2629

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 鼠ヶ関マリーナ
- (2) 所在地 西田川郡温海町鼠ヶ関地内

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年7月26日(火) 午前10時30分から

ロ 開催場所 鼠ヶ関マリーナ会議室

### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当

郵便番号990 - 8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2629

### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

加茂港緑地及び加茂レインボービーチの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ
- (2) 所在地 鶴岡市大字今泉字大久保地内

### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
  - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
    - イ 開催日時 平成17年7月26日(火) 午後3時から
    - ロ 開催場所 山形県水産試験場会議室(鶴岡市大字加茂字大崩594)
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2629
- 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)、山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

マリパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 マリパーク鼠ヶ関
  - (2) 所在地 西田川郡温海町大字鼠ヶ関地内
- 2 指定の期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年7月26日(火) 午後1時から

ロ 開催場所 鼠ヶ関マリーナ会議室(西田川郡温海町大字鼠ヶ関地内)

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年8月8日(月)から同月15日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部交通基盤課空港港湾室 港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023-630-2629

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同年8月3日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページ「ゆとり都山形」からも入手することができる。

- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県県営住宅、山形県特定優良賃貸住宅及び山形県すまい情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年7月15日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

別表のとおり

#### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (7) 賃貸住宅の管理実績が年間200戸以上あること。共同企業体においては代表団体がこれを満たすこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月15日(金)から同年8月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県土木部建築住宅課公営住宅担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号 023-630-2637

## 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)、山形県特定優良賃貸住宅条例(平成4年3月県条例第24号)、山形県すまい情報センター条例(平成12年10月県条例第76号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年7月15日(金)から同月29日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの土木部建築住宅課のページからも入手することができる。
- (3) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

## 別表

| 名          | 称          | 所 在 地              |
|------------|------------|--------------------|
| 山形県県営住宅    | 県営鈴川アパート   | 山形市山家町一丁目3番地内      |
|            | 同 鈴川第2アパート | 同 鈴川町三丁目17番及び18番地内 |
|            | 同 五十鈴アパート  | 同 大野目二丁目2番地内       |
|            | 同 飯塚アパート   | 同 飯塚1212地内         |
|            | 同 南山形アパート  | 同 南松原一丁目9番地内       |
|            | 同 馬見ヶ崎アパート | 同 円心寺町21番地内        |
|            | 同 桧町アパート   | 同 桧町四丁目12番地内       |
|            | 同 宮町アパート   | 同 宮町二丁目8番地内        |
|            | 同 深町アパート   | 同 深町一丁目7番地内        |
|            | 同 きたまちアパート | 同 桧町三丁目2番地内        |
|            | 同 あたごアパート  | 同 小白川町五丁目27番地内     |
|            | 同 東山住宅     | 同 大字十文字6106地内      |
|            | 同 通町アパート   | 米沢市通町三丁目7番地内       |
|            | 同 太田町アパート  | 同 太田町五丁目1番地内       |
|            | 同 春日アパート   | 同 春日五丁目2番地内        |
|            | 同 中田第1アパート | 同 中田町658地内         |
| 同 中田第2アパート | 同 901地内    |                    |

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 同 玉の木アパート  | 同 通町八丁目2番地内           |
| 同 成島アパート   | 同 成島町三丁目2番地内          |
| 同 米沢中央アパート | 同 中央七丁目5番地内           |
| 同 相生アパート   | 同 相生町7番地内             |
| 同 大西町アパート  | 鶴岡市大西町21地内            |
| 同 美原アパート   | 同 美原町18地内             |
| 同 東部アパート   | 同 朝暘町6番地内             |
| 同 稲生住宅     | 同 稲生二丁目15番地内          |
| 同 茅原アパート   | 同 大字茅原字草見鶴16地内        |
| 同 城南アパート   | 同 城南町9番地内             |
| 同 未広アパート   | 同 未広町23地内             |
| 同 松境アパート   | 酒田市北千日町19地内           |
| 同 川南アパート   | 同 若宮町二丁目1番地内          |
| 同 住吉アパート   | 同 光ヶ丘一丁目2番地内          |
| 同 こがねアパート  | 同 こがね町一丁目21番地内        |
| 同 東泉アパート   | 同 東泉町四丁目15番地内         |
| 同 鳥海アパート   | 同 富士見町三丁目2番地内         |
| 同 新橋アパート   | 同 新橋五丁目5番地内           |
| 同 三吉町アパート  | 新庄市金沢1601及び1612地内     |
| 同 金沢住宅     | 同 上金沢2番地内             |
| 同 若葉東アパート  | 同 金沢1281、1494及び1496地内 |
| 同 南寒河江アパート | 寒河江市大字高屋字西浦100地内      |
| 同 塩水アパート   | 同 寒河江字塩水46地内          |
| 同 土屋倉アパート  | 上山市美咲町二丁目3番地内         |
| 同 金生アパート   | 同 金生一丁目13番地内          |

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 同 鷺ヶ袋アパート  | 同 旭町二丁目7番地内          |
| 同 長清水アパート  | 同 長清水一丁目10番地内        |
| 同 楯岡アパート   | 村山市楯岡笛田四丁目6番地内       |
| 同 楯岡中町アパート | 同 楯岡中町5番地内           |
| 同 小出アパート   | 長井市台町3番地内            |
| 同 成田アパート   | 同 成田3102地内           |
| 同 屋城町アパート  | 同 屋城町4番地内            |
| 同 日光アパート   | 天童市北久野本四丁目14番地内      |
| 同 長岡アパート   | 同 中里一丁目2番地内          |
| 同 交り江アパート  | 同 交り江五丁目10番地内        |
| 同 天童駅西アパート | 同 駅西二丁目2番地内          |
| 同 天童駅南アパート | 同 田鶴町四丁目18番地内        |
| 同 天童南部アパート | 同 南町三丁目18番地内         |
| 同 東根中央アパート | 東根市中央四丁目3番地内         |
| 同 尾花沢アパート  | 尾花沢市新町一丁目9番地内        |
| 同 関口アパート   | 南陽市宮内352地内           |
| 同 桜木アパート   | 同 三間通1229地内          |
| 同 芦沢アパート   | 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084地内 |
| 同 近江アパート   | 同 近江1番地内             |
| 同 中原アパート   | 同 中山町大字長崎881地内       |
| 同 長崎アパート   | 同 8035地内             |
| 同 谷地アパート   | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4番地内  |
| 同 左沢アパート   | 同 大江町大字藤田字藤田原264地内   |
| 同 大石田アパート  | 北村山郡大石田町大石田甲623地内    |
| 同 あげぼのアパート | 同 丁277地内             |

|              |               |                          |
|--------------|---------------|--------------------------|
|              | 同 糠野目アパート     | 東置賜郡高畠町大字福沢525地内         |
|              | 同 糠野目第2アパート   | 同 福沢南21地内                |
|              | 同 大町アパート      | 同 大字高畠字町裏地内              |
|              | 同 館之北アパート     | 同 川西町大字中小松3017地内         |
|              | 同 小国アパート      | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3番地内      |
|              | 同 白鷹アパート      | 同 白鷹町大字荒砥乙1482地内         |
|              | 同 宝前町住宅       | 同 十王5502地内               |
|              | 同 あらとアパート     | 同 荒砥乙725地内               |
|              | 同 飯豊アパート      | 同 飯豊町大字萩生3893地内          |
|              | 同 狩川アパート      | 東田川郡庄内町狩川字山居22地内         |
|              | 同 余目アパート      | 同 余目字大塚93地内              |
|              | 同 遊佐アパート      | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字田子10地内       |
| 山形県特定優良賃貸住宅  | 特定優良賃貸桜田西アパート | 山形市桜田西二丁目9番地内            |
|              | 同 緑町アパート      | 同 緑町二丁目7番地内              |
|              | 同 白山アパート      | 同 白山一丁目6番地内              |
| 山形県すまい情報センター |               | 同 城南町一丁目16番1号 霞城セントラル22階 |

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤              | 正              |
|------------|------------|-----|------|----------------|----------------|
| 平成17. 7. 1 | 第1655号     | 726 | 28   | 別記様式第2号        | 様式第2号          |
| 同          | 同          | 同   | 下から2 | 別記様式第6号から第8号まで | 様式第6号から様式第8号まで |

平成17年7月15日印刷  
平成17年7月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056